

第 582 回富津市定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 3 年 3 月 5 日（金）午後 1 時 30 分から午後 2 時 10 分

2 開催場所 富津市役所 4 階 401 会議室

3 出席委員（14 人）

1	稲村 耕一	2	澤邊 治之	3	鈴木 昇	4	山崎 正秀
5	佐久間 容	6	平野 弁一	7	大後 護	8	渡邊 和巳
9	茂木 比呂志	10	森田 泰彰	11	川口 寛市	12	鈴木 伸江
13	小柴 賢次郎	14	白井 和子				

4 欠席委員（0 人）

5 事務局職員（3 人）

局長 茂木 雅宏	係長 赤井 聖	書記 樋口 悠亮	

会議の議案は次のとおり

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画
の決定について

議案第 4 号 農用地利用配分計画案について

議案第 5 号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第 6 号 令和 3 年度富津市農作業標準賃金の公表について

第 582 回 富津市定例農業委員会

発言者	発言内容
	<p>開会 午後 1 時 30 分</p>
事務局長	<p>皆様こんにちは。委員の皆様には、ご多忙のところ第 582 回定例農業委員会総会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>会議の前に、2 月 19 日の農業新聞の首都圏版に西川地区、西大和田地区の人農地プラン策定の記事が掲載されましたので、よろしければご覧になっていただければと思います。</p>
事務局長	<p>開会に先立ちまして、本日の出席状況でございますが、全員出席しておりますので、農業委員会会議規則第 6 条により本日の会議は成立いたします。</p>
事務局長	<p>それでは早速会議を始めさせていただきます。</p> <p>会議の議長は、農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長にお願いいたします。</p>
会長	<p>みなさん、こんにちは。</p>
議長	<p>(開会)</p> <p>ただ今から、第 582 回富津市定例農業委員会総会を開会いたします。</p>
議長	<p>(議事録署名人の指名)</p> <p>それでは、会議に入ります。</p> <p>農業委員会会議規則第 13 条によりまして、私の方から議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>3 番鈴木昇委員、4 番山崎正秀委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。</p>

<p>議長</p>	<p>【議案第1号】</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第1号1番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を3番鈴木昇委員お願いします。</p>
<p>鈴木昇委員</p>	<p>議案第1号1番について申請地を3月1日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>吉野小学校より東の方向約1.5kmに位置する農地です。</p> <p>権利者は義務者が代表取締役を務める会社であり、会社経営の一環として耕作を行うべく、解除条件付きの賃借権設定の申請をすることとなりました。</p> <p>営農計画としましては、バナナの栽培を行う予定です。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局（樋口）</p>	<p>ただいまの鈴木委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>権利者は義務者が代表を務める会社であり、会社経営として耕作を行うための申請です。</p> <p>義務者は農地所有適格法人ではなく、また、農地法第3条第2項第2号において、原則として、農地所有適格法人以外の法人は、農地の権利取得はできないことが定められていますが、農地法第3条第3項において特例規定が定められており、農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権が設定される場合において、</p> <p>①権利を取得しようとする者がその取得後においてその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められる場合に使用貸借又は賃借の解除をする旨の条件が書面による契約において付されていること、</p>

	<p>②権利を取得しようとする者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること、</p> <p>③権利を取得しようとする者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人のうち、一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること、</p> <p>これらの要件すべてを満たすときは、農地法第3条第2項の規定にかかわらず、許可をすることができるとされ、本申請はこれらの要件を満たすものとなります。</p> <p>申請地は、農振農用地に指定されていない農地であり、面積は3,625㎡、権利者の耕作面積は、0㎡であり、農業委員会が定める下限面積は農振農用地以外の農地の権利設定をする場合1,000㎡のため、基準を満たしております。</p> <p>その他機械、技術、労働力に関しても問題はないと考えます。</p> <p>以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。</p> <p>(なし声)</p> <p>質疑なし、ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	
議長	<p>議案第1号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号1番は承認されました。</p>
議長	<p>つづきまして、議案第1号2番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を4番山崎委員お願いします。</p>

山崎委員	<p>議案第1号2番について申請地を3月2日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>湊小学校より北東の方向約1.7kmに位置する農地であります。</p> <p>義務者は申請地の面積が耕作するには狭くて耕作しづらいため、売却を考えていたところ、権利者が申請地の隣接農地を所有しており、そこと一体として耕作に利用するため、売買による所有権移転の申請をすることとなりました。</p> <p>営農計画としましては、水稻栽培を行う予定です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(樋口)	<p>ただいまの山崎委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>今回の案件は、義務者は申請地が狭くて耕作がしづらいことから農地の売却を希望し、権利者は申請地と自己所有の隣接地を一体で利用し、耕作、経営拡張することを目的とした申請です。</p> <p>申請地は、農用地区域内の農地であり、面積は62㎡、権利者の耕作面積は、20,601㎡であり、農用地区域内の農地を取得する場合の下限面積は5,000㎡の為、基準を満たしております。</p> <p>その他機械、技術、労働力に関しても問題はないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。</p> <p>(なし声)</p> <p>質疑なし、ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第1号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>

山崎委員	<p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号2番は承認されました。</p> <p>つづきまして、議案第1号3番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を、同じく4番山崎委員お願いします。</p> <p>議案第1号3番について申請地を3月2日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>湊小学校より北東の方向約700mに位置する農地であります。</p> <p>権利者は農業経営の拡大、義務者は離農を考えていたことから、贈与による所有権移転の申請をすることとなりました。</p> <p>営農計画としましては、ジャガイモ、サツマイモ、白菜の栽培を行う予定です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの山崎委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>今回の案件は、義務者は離農のために農地の贈与を希望し、権利者は申請地を取得し、耕作、経営拡張することを目的とした申請です。</p> <p>申請地は、農振農用地に指定されていない農地であり、面積は333㎡、権利者の耕作面積は、27,003㎡であり、農業委員会が定める下限面積は農振農用地以外の農地を取得する場合1,000㎡のため、基準を満たしております。</p> <p>その他機械、技術、労働力に関しても問題はないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。</p> <p>(なし声)</p>

議長	<p>質疑なし、ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員であります。 よって議案第1号3番は承認されました。</p> <p>つづきまして、議案第1号4番、5番、6番につきましては、権利者及び、申請理由が同一であるため、一括で審議し個別に採決したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>それでは、一括で審議をいたします。</p>
議長	<p>担当委員が私でありますので、私から説明いたします。</p> <p>議案第1号4番から6番について申請地を3月3日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>JA きみつ大佐和支店より南西の方向約 350mに位置する農地であります。</p> <p>権利者は農業経営の拡大、義務者は離農を考えていたことから、売買による所有権移転の申請をすることとなりました。</p> <p>営農計画としましては、みかん、レモン、柿の栽培を行う予定です。</p> <p>また、現地は耕作されておらず、4番の申請地は、一部に碎石が混在している状態です。</p> <p>以上です。</p> <p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>

事務局 (樋口)	<p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>今回の案件は、義務者は離農のために農地の売却を希望し、権利者は申請地を取得し、耕作、経営拡張することを目的とした申請です。</p> <p>申請地は、農用地区域内の農地を含み、面積は6,324 m²、権利者の耕作面積は、0 m²であり、農用地区域内の農地を取得する場合の下限面積は5,000 m²の為、基準を満たしております。</p> <p>また、先ほど平野委員の説明にありましたとおり、4番の申請地は一部に碎石が混ざっているものの、果樹であれば栽培は可能であるという状態です。</p> <p>その他機械、技術、労働力に関しては、問題はないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。</p>
鈴木昇委員	<p>現地は、大きく掘削されている状況だが、果樹の栽培はできるのか。</p>
議長	<p>事務局、説明をお願いします。</p>
事務局 (赤井)	<p>ご質問のあった、掘削されている土地は、本議案の申請地ではなく、その隣の土地になります。</p> <p>また、その掘削されている土地は、転用許可済みの土地となります。</p>
議長	<p>他にご質疑ございますか。</p>
佐久間委員	<p>この議案は、前回総会で不承認となった土地だと思うが、そのことと関係があるか。</p>
議長	<p>事務局、説明をお願いします。</p>

事務局(赤井)	<p>今回の申請は、前回総会において、農地法の許可を得ずに転用をしている、いわゆる違反転用を行っている者に対しては、許可をだすべきでないこととなっていることから、前回総会でお諮りしたところ、不承認となりました。</p> <p>今回は、鉄骨やタイヤなどの資材が撤去されておりました。土に若干碎石が混じっている状態ではありますが、平野委員に現地確認していただいた結果、果樹であれば耕作は可能であろうということを確認しています。</p>
議長	<p>その件については、私から補足します。</p> <p>前は、農地としては問題がありましたが、今回申請があり現地を確認しましたところ、果樹を植えるには問題がないと思いました。</p> <p>以上の説明でよろしいでしょうか。</p>
佐久間委員	<p>わかりました。</p>
事務局(赤井)	<p>先ほどの不承認となった事由について、説明が不足していましたので、補足させていただきます。</p> <p>前回不許可に該当する事由として、農地台帳で他の耕作地を有していることになっていましたが、現地確認しましたところ、当該地は耕作されていませんでした。</p> <p>所有している又は賃借権等の利用権を有し、耕作できるにもかかわらず、耕作していない場合は、全部効率耕作要件を満たしていないということでも不許可の要件に該当していました。</p> <p>今回の申請時には、耕作していなかった農地は、貸借を解除したということで、現在耕作していない農地はない形になりましたので、不許可の事由がなくなったことがあります。</p>
議長	<p>他にご質疑ございますか。</p> <p>質疑なし、ということですので、質疑を打ち切り採決に入り</p>

<p>森田委員</p>	<p>ます。</p> <p>議案第1号4番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。 (挙手多数) 挙手多数であります。 よって議案第1号4番は承認されました。</p> <p>つづきまして、議案第1号5番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。 (挙手多数) 挙手多数であります。 よって議案第1号5番は承認されました。</p> <p>つづきまして、議案第1号6番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。 (挙手多数) 挙手多数であります。 よって議案第1号6番は承認されました。</p> <p>つづきまして、議案第1号7番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を10番森田委員お願いします。</p> <p>議案第1号7番について申請地を3月1日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。 富津集出荷場に隣接する農地であります。 権利者は農業経営の拡大、義務者は離農を考えていたことから、売買による所有権移転の申請をすることとなりました。 営農計画としましては、水稻栽培を行う予定です。 以上です。</p>
-------------	---

議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局 (樋口)	<p>ただいまの森田委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>今回の案件は、義務者は離農のために農地の売却を希望し、権利者は申請地を取得し、耕作、経営拡張することを目的とした申請です。</p> <p>申請地は、農用地区域内の農地であり、面積は 986 m²、権利者の耕作面積は、27,685 m²であり、農用地区域内の農地を取得する場合の下限面積は 5,000 m²の為、基準を満たしております。</p> <p>その他機械、技術、労働力に関しても問題はないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。</p> <p>(なし声)</p> <p>質疑なし、ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号 7 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第 1 号 7 番は承認されました。</p>
議長	<p>つづきまして、議案第 1 号 8 番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を 13 番小柴委員お願いします。</p>
小柴委員	<p>議案第 1 号 8 番について申請地を 3 月 4 日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>環小学校より北東の方向約 1.6km に位置する農地であります。</p> <p>権利者は農業経営の拡大を考えており、義務者は申請地が居住地から遠く、高齢になったことから、贈与による所有権移転の申請をする</p>

<p>議長</p>	<p>こととなりました。</p> <p>営農計画としましては、にんにくの栽培を行う予定です。</p> <p>以上です。</p> <p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局（樋口）</p>	<p>ただいまの小柴委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>今回の案件は、義務者は申請地が住居地から遠く、高齢になり管理が困難になったことから現在肥培管理を行っている権利者への贈与を希望し、権利者は申請地を取得し、耕作、経営拡張することを目的とした申請です。</p> <p>申請地は、農用地区域内の農地であり、面積は1,791 m²、権利者の耕作面積は、7,600 m²であり、農用地区域内の農地を取得する場合の下限面積は5,000 m²の為、基準を満たしております。</p> <p>その他機械、技術、労働力に関しても問題はないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。</p> <p>（なし声）</p> <p>質疑なし、ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号8番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号8番は承認されました。</p>
<p>議長</p>	<p>【議案第2号】</p> <p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p>

<p>森田委員</p>	<p>議案第2号1番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を10番森田委員お願いします。</p> <p>議案第2号1番について申請地を3月1日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>富津小学校より東の方向約300mに位置する農地です。</p> <p>権利者は現在、本件土地の隣接地において太陽光発電施設用地として転用許可を受けており、東側の道を進入路及びメンテナンス時の駐車スペースとして利用予定でありましたが、測量及び境界確認を行ったところ車両の進入が困難であることがわかり、代わりとして西側にある本件土地を利用するため、申請することとなりました。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はないとおもいます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局(樋口)</p>	<p>ただいまの森田委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水については自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>進入路及び駐車スペースとして利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p>

	<p>ご質疑ございますか。</p> <p>(なし声)</p> <p>質疑なし、ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号1番は承認されました。</p>
議長	<p>つづきまして、議案第2号2番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を2番澤邊委員お願いします。</p>
澤邊委員	<p>議案第2号2番について申請地を3月3日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>富津中央インターチェンジより西の方向約1.3mに位置する農地であります。</p> <p>権利者は現在、神奈川県を本店として映像の特殊効果の制作会社を経営しているが、現在所有している資材置場ではスペースが不足しており、また、今後千葉県内で事業を拡大させていくことを考慮した結果、本件土地が最適であったため、義務者に申し入れたところ話がまとまったことから、所有権移転を伴う農地転用申請をすることとなりました。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(樋口)	<p>ただいまの澤邊委員の説明に補足させていただきます。</p>

議長	<p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>造成は、現状のまま使用し、埋め立て等はありません。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水については自然排水としています。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>資材置き場用地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。</p> <p>(なし声)</p> <p>質疑なし、ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号2番は承認されました。</p> <p>【議案第3号】</p> <p>次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に、農用地利用集積計画については、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めることとなっていることから、審議をするものであります。</p> <p>事務局より説明をお願いします</p>
議長	

事務局（樋口）	<p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。</p> <p>4 ページをご覧ください。</p> <p>今回の権利設定は、農地中間管理事業を活用した農地利用集積で、千葉県農地中間管理機構である公益社団法人 千葉県園芸協会です。</p> <p>利用権の設定を受ける土地は、54 筆です。</p> <p>貸し手および対象農地につきましては、議案第 3 号別紙にまとめておりますので、そちらをご参照ください。対象数が多いため、口頭での説明は省略させていただきます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。</p> <p>（なし声）</p> <p>質疑なし、ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第 3 号につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第 3 号は承認されました。</p> <p>【議案第 4 号】</p>
議長	<p>次に、議案第 4 号「農用地利用配分計画について」を議題といたします。</p> <p>本議案については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項により農用地利用配分計画の案の作成において、農業委員会の意見を聞くものとなっていることから、意見を求めるものであります。</p> <p>本案件につきましては、農業者 3 名の配分計画が対象であり、鈴木</p>

<p>議長</p>	<p>昇委員及び 川口委員が権利の設定を受ける計画が含まれております。</p> <p>よって、本件につきましては、農業委員会会議規則第 10 条の規定により鈴木 昇委員、川口委員につきましては一時退席をお願いいたします。</p> <p>(鈴木昇委員、川口委員 退席)</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (樋口)</p> <p>議長</p>	<p>農用地利用配分計画案について説明いたします。</p> <p>議案第 4 号は、議案第 3 号で利用集積した農地を、農地中間管理機構から農地を借りる人へ配分する計画です。</p> <p>今回の利用配分計画案の借り手は、■■■■■、■■■■■、■■■■■ ■■■■■になります。</p> <p>7 ページをご覧ください。</p> <p>■■■■■への配分計画です。</p> <p>先ほど 3 号議案で集積した土地で、今回権利を設定する土地は、相野谷の 5 筆 8,426 m²、近藤の 9 筆 11,525 筆、上の 9 筆 15,523 m²、中の 28 筆 41,587 m²で、権利の種類は賃借です。</p> <p>次に、18 ページをご覧ください。</p> <p>■■■■■への配分計画です。</p> <p>権利を設定する土地は、岩坂の 2 筆 3,122 m²で、権利の種類は賃借です。</p> <p>次に、22 ページをご覧ください。</p> <p>■■■■■への配分計画です。</p> <p>権利を設定する土地は、竹岡の 1 筆 1,755 m²で、権利の種類は賃借です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p>

<p>議長</p>	<p>ご質疑ございますか。</p> <p>(なし声)</p> <p>質疑なし、ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第4号について、原案に同意する委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって本件は原案に対し同意といたします。</p> <p>(鈴木昇委員、川口委員着席)</p> <p>【議案第5号】</p> <p>次に、「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いについて」を議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局(樋口)</p>	<p>農地法の規定に基づく許可を要しない農地の地目変更に係る証明手続について説明します。</p> <p>千葉県農地転用事務指針では、農地法の許可を要しないと認められる農地・採草放牧地の地目変更登記手続を行う際には、農業事務所の発行する現況確認書を添付するものとしています。</p> <p>本件土地の現況としては、別添の写真をご覧ください。柵で囲われた中に倉庫が建てられ、一部に碎石敷きがされた状態です。</p> <p>証明手続の対象地については千葉県農地転用事務指針で定められており、本件土地はこのうち、既に現況が農地又は採草放牧地以外の土地となっていることが明白なものうち、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつ、この間法第51条の規定による処分や関係行政機関から勧告を受けていないもの、に該当するため、証明手続の対象地となります。</p> <p>以上です。</p>

<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。 ご質疑ございますか。 (なし声) 質疑なし、ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第5号について、原案に承認する委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員であります。 よって本件は原案に対し承認といたします。</p> <p>【議案第6号】</p>
<p>議長</p>	<p>次に、「令和3年度富津市農作業標準賃金の公表について」を議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局(樋口)</p>	<p>令和3年度富津市農作業標準賃金の公表について ご説明いたします。</p> <p>令和3年度標準作業賃金については、千葉県農業会議より通知のあった料金表の数値で作成しております。</p> <p>農作業賃金は前年度に比較し変更はありませんが、機械による作業料金については、全体的に増額となっております。</p> <p>こちらにつきましては、算定方法等は変わっておりませんが、機械料金の大幅な値上がりによるものとなります。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。 ご質疑ございますか。</p>

鈴木伸江委員	<p>昨年消費税の話があったが、最近、市町村を超えて作業することが増えてきたので、足並みをそろえた方が良く思っ、君津市の標準賃金を見たが、金額は富津市と同じだが、注意事項で、基盤整備された圃場が基準となっていること、消費税が含まれていないこと、あくまでも目安であり未整備圃場などは当事者間で相談して決めてくださいと書いてある。</p> <p>富津も説明を添えた方が良く思う。</p>
事務局(赤井)	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>本件議案について、承認後、ハ切の関係で4月号広報には間に合わない、例年5月号に掲載しています。</p> <p>その際、ご意見のあった内容は記載していなかったと記憶しています。</p> <p>記載方法については、できるだけわかりやすい内容となるよう検討させていただきます。</p>
議長	<p>この数字は、消費税は入っていないということによいですか。</p>
事務局(赤井)	<p>本件の金額は、千葉県農業会議が公表している標準賃金を基に作成していますが、君津市の昨年の金額は、富津市の昨年の金額と同じことから、含まれていないものと思われます。</p>
川口委員	<p>昨年質問したことを覚えているが、昨年度、消費税の増税があり金額がほぼ横並びだったので、含まれているのか聞いたところ、含まれているという説明を受けたが。</p>
事務局(赤井)	<p>失礼いたしました。県の標準賃金では、機械代、燃料代、オイル代には消費税は含まれているとの記載がありました。</p>

事務局長	説明が違う。 通常、機械、燃料については、仕入れの際に、消費税を払っている ので、作業賃に消費税かけて徴収しても、その分を消費税として納め れば問題ない。
川口委員	消費税分1割をのせてもかまわないということか。
事務局長	問題ない。ただ、消費税としてのせた場合は、その分納める必要が ある。
事務局(赤井)	改めて説明いたしますと、議案の金額には、その算定の内訳の中に 消費税も含めて行っているが、表示している金額に消費税をかけて賃 金としても問題はないということです。
大後委員	作業料金として、例えばコンバインで1反あたり17600円となっ ているが、これには燃料代、オペレータ代も全て含まれているというこ とではないか。
事務局長	依頼者から燃料代としてもらうということではなく、1反あたり燃 料代含めてこの金額で作業を受けるということによいか。
事務局(赤井)	そのとおりです。 概略にはなりますが、償却代、修理費、車庫費、労働賃金等が入っ てこの金額となっています。
議長	他にご質疑ありますか。
渡邊委員	人件費に消費税をかけてよいのか。
事務局長	消費税分をかけて問題ない。
渡邊委員	先ほど、記載方法を検討する話があったが、公表する金額で契約し

	なければいけないという誤解がないよう注意してほしい。
事務局(赤井)	<p>あくまでも参考としていただくための標準の金額であることを誤解のないよう、記載方法を検討します。</p> <p>また、毎年数件、賃金に関する電話等の問い合わせをもらいますが、その際には、あくまで標準であり、この金額から上げたり下げたりしてはいけないということではありませんということをお話ししています。</p>
議長	よろしいでしょうか。他にご質疑ありますか。
山崎委員	乾燥調製の中で、運搬費は含まないとなっているが、コンバインで作業する人は、刈り取って、乾燥機まで運搬していると思うが、その場合に運搬費をとっているかどうかわからないが・・・
澤邊委員	<p>運搬費はもらっているが、運搬費の値段が決まっていない。あくまでも標準の金額で、昨年も同様の質問があったが、個々の農業者の好きに決めることがいいと言った覚えがある。</p> <p>距離や条件なども違うので一回いくら、ということだけでなく、色々なやり方がある。</p>
渡邊委員	運搬費も含んでこの金額でやるという話をすることもかまわない。
山崎委員	過去に、この運搬費が含まれているか調べたことがあるが、富津市は含まれているという記載がなかったと記憶している。
事務局(赤井)	過去、というのがいつの時点をさしているのかは不明ですが、昨年度も、運搬費が含まれていない旨は記載しています。
山崎委員	数年前に見たときは、記載されていなかったと思うので、今回何か変更があったのかと思った。

議長	<p>今まで運搬費をとっているという人はいたと思うが、乾燥も運搬も全て含まれた額と認識している人もいないのではないか。</p> <p>できれば参考に金額を載せたらよいと思う。</p>
事務局(赤井)	<p>運搬費そのものについては、掲載していない市町村が多かったように思うが、改めて賃金算出の根拠となった経費を確認して、今年度の掲載分には間に合わないと思うが、掲載できるか検討したい。</p>
渡邊委員	<p>運搬費のような細かい部分は、当事者間で決めてもらう方がよいと思う。</p>
山崎委員	<p>わかりました。</p>
議長	<p>それでは、表示の賃金については消費税をかけても良いということで、あとは当事者間でよく話し合っただけで決めていただくということよろしいでしょうか。</p> <p>たくさん質疑が出たところでございますが、ここで質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第6号について、原案に承認する委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって本件は原案に対し承認といたします。</p>
議長	<p>【専決処分報告について】</p> <p>次に「専決処分報告について」、事務局長よりお願いします。</p>
事務局長	<p>市街化区域内にある農地の専決処分について報告をさせていただきます。</p> <p>農地法第5条第1項第7号の規定による届け出でございますが、1番、4番につきましては、宅地延長のため所有権を移転するもの</p>

議長	<p>で面積は、それぞれ、314 m²、30 m²です。</p> <p>2番、3番につきましては、専用住宅用地として所有権を移転するもので面積は、それぞれ431 m²、300 m²です。</p> <p>本届出につきまして、添付書類も含め完備しておりましたので事務局長専決により、書類を受理いたしました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> <p>事務局長の専決処分の報告は終わりました。</p> <p>以上で本日の案件はすべて終了いたしました。</p> <p>そのほかに、委員さんの方から何かありますか。</p> <p>事務局何かありますか。</p>
事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和3年度定例総会の日程について 2 岩瀬地区の農地の貸借等に関する説明会 3 新型コロナウイルス感染症に係る支援策 4 親睦会の総会の書面開催について
議長	<p>皆様には、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。</p> <p>これをもちまして第582回の定例農業委員会を終了します。</p> <p>なお、次回農業委員会総会は4月6日火曜日、場所は401会議室で午後1時30分から開催いたします。</p> <p>閉会 午後2時30分</p>